

町字区域の変更について

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)11月29日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町字区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第3項の規定に基づく町田市と相模原市との境界変更により、町田市に編入される区域について、同法第260条第1項の規定に基づき、その町字区域を別紙町字区域変更調書のとおり変更する。

なお、変更の日は、町田市と相模原市との境界変更の日とする。

別
紙

町
田
市
町
字
区
域
変
更
調
書

土地の表示は令和元年十月一日現在による

次の区域を小山町字二十二号に編入する。

相模原市中央 区宮下本町二 丁目								町名
								字名
							二二七四の一	地番
							二二七四の三から二二七四の八まで	

次の区域を小山町字三十四号に編入する。

相模原市緑区東橋本三丁目四九五の六、橋本四丁目四九五の二から四九五の四までの地先の水路である国有地の一部									町名
									字名
									地番

次の区域を小山町字三十九号に編入する。

町名	相模原市緑区 橋本四丁目				相模原市緑区 橋本五丁目			
	字名				字名			
地番	八の一	九の四の一部	三五の三	四七六の一	九の一の一部			
	八の二	九の五	五五の一の一部	四七六の二の一部	九の三			
	九の二	三五の一	五五の二の一部	四七六の四から四七六の六までの各一部	九の四の一部			
	九の三の一部	三五の二の一部	五六の一の一部	四七七の一から四七七の七まで				

一、右の区域に隣接する水路である国有地の一部及び相模原市緑区橋本四丁目九の三、二五の三〇、三七の七、三九の一、四七五の五、四七六の三、四七六の六、橋本五丁目九の一、九の三、九の八の一部の地先の水路である国有地の一部

次の区域を相模町字根岸に編入する。

町名	字名	地番							
相模原市緑区 町屋二丁目								三三四六の一部	
相模原市緑区 町屋三丁目		三三七四の三の一部	三三七五	三三七六の一	三三七六の二	三三七七の一の一部	三三七七の二	三三七七の三の一部	
右の区域に隣接する水路である国有地の一部及び相模原市緑区町屋二丁目三三七二の八、三三七二の九、三三四四の三、三三四五の三、三三五〇の二、三三五二の二、町屋三丁目三三六九の二、三三六九の七、三三七〇の五、三三七一の九、三三七四の三、三三七五の二、三三七六の二、三三七七の二、三三七七の三、三三七八の二、三三七九の二、三三七八〇の七の地先の水路である国有地の一部									

次の区域を相模町字川島に編入する。

町名	相模原市緑区 町屋三丁目		相模原市緑区 広田						
字名									
地		番							
	三四四〇の三の一部		三八二一の一部	三八七八の三の一部					
	三四四一の五の一部		三八二二の一の一部	三八八〇の四二の一部					
			三八三〇の三の一部	三八八〇の四四の一部					
			三八三〇の四の一部						

右の区域に隣接する水路である国有地の一部及び相模原市緑区町屋三丁目三四三三の三、三四三三の五、三四三五の一一、三四四一の三、広田三七六一の二、三八八〇の四〇、三八八〇の四一の地先の水路である国有地の一部